

回 答 書

平成 30 年 7 月 13 日

岡山市北区奉還町 1 丁目 7-7 オルガ 5 階

適格消費者団体特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 御中

東京都中央区銀座 4 丁目 10-10

銀座山王ビル 4 階

株式会社スタイルズ

代表取締役 堀江 武吉



貴法人からの平成 30 年 7 月 6 日付け『消費者契約法 41 条 1 項に基づく事前請求書』を拝受いたしました。

これに対し、下記のとおり回答申し上げます。

記

弊社が使用する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」（以下「本件約款」という）第 7 条本会場における事故・盗難について（以下「本件条項」という）の内容を以下のとおり修正いたします。

（修正文）

第 7 条 本会場で発生した、高価品に関する事故・盗難について

本会場ではクローケを設け、本パーティー等の開催日当日ご出席されるお客様のお荷物などを預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品などの高価品（以下、「高価品等」といいます。）のお預かりはお断りさせていただいております。そのため、万一、本会場におきまして、高価品等についての事故・盗難が発生した場合、弊社といたしましては、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いかねますので、十分ご注意頂ますようお願いいたします。

(修正の趣旨)

本件条項において、弊社側に対して免責がされている対象事項は、現金、貴重品などの高価品に関する事故、盗難についてとなりますので、その旨を明確化致しました。高価品以外の携行品につきましては、商法規定どおりとなります（商法594条2項、3項）。

現金、貴重品などの高価品のお預かりについては同条において明確にサービスをお断りさせていただいており、即ち現金、貴重品などの高価品の管理につきましては顧客自らの注意によってお願ひすることとなります。もっとも、弊社側に故意・重過失がある場合にも免責される趣旨ではございませんので、貴法人が指摘された最高裁判例を参考にさせていただきまして、責任の範囲を明確にするために、既述のどおり加筆・修正を行います。

本件約款の再作成につきましては、印刷業者様と速やかに対応して参ります。

以上